

複雑化する軽自動車税制を正しく運用するために

軽自動車税関係例規集

都道府県税務研究会 編

令和2年12月上旬発行予定

- A5変判 ● 加除式〔年1回追録発行予定〕 ● 特製ビニールバインダー方式
- 定価(本体17,000円+税)

令和元年10月施行の改正によって大きく変わった税制に完全対応!!

本書のメイン!

「地方税法」の内容構成

(地方団体の長の権限の委任)^①
 三条の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の区の事務所、同法第二百五十二条の二十の二第一項の規定によつて設ける市の総合区の事務所又は同法第百五十六条第一項の規定によつて各例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

参照

〔権限の委任〕通知(県・市)一章一(4)、地方自治法一五三

ポイント 参照条文が一目瞭然!

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)
 第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客體、課税標準、税率その他賦課徴収について定^①をす
 当該地方団体の条例^②によらなければならない。
 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則^③で定
 ができる。

参照
 1 (賦課徴収に関する規定の形式) 通知(県・市)一章一(1)〜(3)、日本国憲法八四、〔条例〕地方自治法
 2 (規則) 地方自治法一五

ポイント
関係法令・通知を掲載する用語には番号つき!

〔関係法令・通知〕
 ① 賦課徴収について定
 取扱通知(市) 第一章 一般的事項
 一 賦課徴収に関する規定の形式
 (1) 地方税法(以下「法」とい
 体、納税義務者又は特別徴収義
 日、納期、納付又は納入の方法
 の制裁規定、滞納処分の手続、
 規定を網羅的に規定しているが
 ものとし、その協力を得ること

ポイント 条文の直後に掲載した 関係法令・通知で内容 を把握!

とに課税客
 税率、賦課期
 、罰則その他
 徴収に関する
 わかりやすい
 の円滑な運営
 法律の定める条件によることを必要とする。

③ 規則
 地方自治法 第十五条(規則)
 ① 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにお
 の権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
 ② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるも
 ほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者
 五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

とことん「使いやすさ」を追求した内容構成だから、実務に直結!

東京法令出版

